

老人保健施設あうん高知介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人仁生会が設置運営する老人保健施設あうん高知（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、要支援状態となった者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要支援者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の介護予防通所リハビリテーションに係る規定を守り、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人保健施設あうん高知
- (2) 所在地 高知県高知市一宮西町1丁目7番25号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業に関し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師 1名以上（非常勤）
医師は、診療に関する業務を行うものとする。
- (3) 看護職員・介護職員 4名以上
看護職員は、看護に関する業務を行うものとする。介護職員は、医学的管理の下における介護に関する業務を行うものとする。
- (4) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、機能訓練に関する業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
日曜日及び12月31日から1月3日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時00分

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 月曜日から土曜日までの定員は、24名とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、在宅の利用者に通っていただき、又は送迎し、理学療法等の必要なリハビリテーションのサービスの提供を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、利用者から介護保険法による介護報酬の告示上の額を受けるものとする。

2 介護保険給付対象外のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の額について説明を行い、利用者の同意を得たうえで、利用者からその費用の支払を受けるものとする。

3 介護保険給付対象外のサービスの種類、内容及び費用の額は、重要事項説明書に定めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市（一宮・薊野・布師田）、南国市（滝本・小蓮）とする。その他の地域については、利用者又はその家族との協議のうえ個別に対応するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける際、他の利用者の迷惑になる行為は慎むとともに、事業所内の機能訓練室や設備、器具は本来の用法に従って利用するよう留意するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えるものとする。

2 消防法令に従い、消防計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

3 防火管理者は、併設の三愛病院の防火管理者を当て、火元責任者は、事業所の職員から選任するものとする。

4 消火訓練、避難訓練その他必要な訓練は毎年度2回行うものとする。

(感染症対策の強化)

第12条 事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(事業継続に向けた取り組みの強化)

第13条 事業所は感染症や非常災害が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを、以下のとおり推進するものとする。

(1) 業務の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、従業員への周知、研修及び訓練の定期的実施

(2) その他業務継続のために必要な措置

(ハラスメント対策の強化)

第14条 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化を図るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るため、随時研修を行うものとする。

2 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所は、事業所の職員が職員の資格を喪失した後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者と社会医療法人仁生会との協議に基づいて別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

変更	平成20年2月1日	変更	平成21年4月1日
変更	平成24年4月1日	変更	平成26年4月1日
変更	平成27年4月1日	変更	平成28年5月30日
変更	平成30年4月1日	変更	令和3年1月29日
変更	令和3年4月1日		